

〈 判例研究 〉

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例

（東京地裁平成31年1月29日判決 金融・商事判例1566号45頁）

遠藤 喜佳

1. 事件の概要

（1）当事者等

原告 X銀行（株式会社 みずほ銀行）

被告 Y会社（株式会社 HEI LEHUA）

A会社（株式会社 セキノ レーシングスポーツ）

甲（A社 前代表取締役）

A社は、平成3年5月21日設立、資本金1000万円の株式会社であり、甲が代表取締役であった。スポーツ用品の開発、企画、製造、販売及び輸出入を業としている。

（2）X銀行とA会社との金銭消費貸借契約

ア 平成20年8月5日付け貸付（金銭消費貸借契約1）

元本 1億円 最終弁済期日 平成25年7月25日

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社はその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

返済方法 毎月25日（平成20年8月～平成25年6月）166万7000円

平成25年7月25日 164万7000円

遅延損害金 年14%又は銀行の調達金利に年率2%を加えたものの内いづれか高い方の割合により算出（年365日の日割計算）

変更契約 平成28年9月23日付け変更証書1により、

残元本2127万3000円（平成28年9月29日時点）

最終弁済期日 平成28年10月31日 同日 一括返済

遅延損害金 変更なし 甲はA社の借入債務（契約1）について連帯保証した。

イ 平成23年5月2日付け貸付（金銭消費貸借契約2）

元本 5000万円 最終弁済期日 平成26年4月25日

返済方法 毎月25日（平成23年5月～平成26年3月）138万9000円

平成26年4月25日 138万5000円

遅延損害金 年14%又は銀行の調達金利に年率2%を加えたものの内いづれか高い方の割合により算出（年365日の日割計算）

変更契約 平成28年9月23日付け変更証書2により、

残元本3055万4000円（平成28年9月29日時点）

最終弁済期日 平成28年10月31日 同日 一括返済

遅延損害金 変更なし 甲はA社の借入債務（契約2）について連帯保証した。

ウ 貸付金の残額（現在額）

A社は、金銭消費貸借契約1及び2の最終弁済期日（平成28年10月31日）を経過しても以下の残元金と遅延損害金の債務を弁済していない。

残元金 5182万7000円

遅延損害金 5182万7000円に対する平成28年11月1日から支払済みまで年14%（年365日の日割計算）の割合による金額

(3) A会社からY会社への事業譲渡

A社は、平成29年2月15日、Y社との間で、営業譲渡契約を締結し、Y社に対し、譲渡財産一覧記載の以下のものを譲渡した。

商品(1200万円)、商標権(100万円)、保証金・敷金(本社ビル4・5F 200万円ほか)建物(150万円)、建物附属設備(150万円)、機械装置(1円)器具及び備品(5万円)無形固定資産(50万円)、車両運搬具(34万円)、営業権。

譲渡日 平成29年2月15日 財産引渡時期=譲渡日

A社とY社は、各々平成29年2月14日に株主総会を開催し、本契約の締結と履行について総会の承認を得ている。

Y社は、平成28年7月13日設立、資本金950万円の株式会社であり、雑貨、衣料品等の企画、開発、製造、販売及び輸出入等を業としている。

(4) 債務整理の開始についての通知

A社からX銀行に対して、平成29年7月12日、債務整理をする旨通知した。

(5) X銀行による提訴

X銀行は、平成30年3月13日、A社に対し、本件各金銭消費貸借契約に基づき債務の履行を求めるとともに、甲に対し、本件各連帯保証契約に基づき、またY社に対し、会社法22条1項類推適用に基づき、A社と連帯して本件債務の履行を求めた。

(6) Y会社の訴訟代理人の辞任

本件訴え提起後、訴訟代理人として選任していた弁護士二名は、平成30年11月6日第4回口頭弁論期日より前に、辞任した。(平成30年11月3日辞任)

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

2. 判決要旨

請求認容（確定）

主文

Yらは、Xに対し、連帯して5182万7000円及びこれに対する平成28年11月1日から支払済みまで年14%の割合（年365日の日割計算）による金員を支払え。訴訟費用は被告らの負担とする。この判決は、仮に執行することができる。

Y社に対する請求についての裁判所の判断

「Yは、本件事業譲渡を受け、Aが利用していた標章の一部をその商号として用いており、Aが利用していた各標章を用いて、同一の店舗等において、Aのブランドと同名称のブランドを展開して、Aと同様にハワイアン雑貨等を販売しており、Aという事業主体がそのまま存続しているという外観を作出しているといえることができる。

以上によれば、YによるAの標章の使用等は、会社法22条1項の趣旨が妥当し、Aの商号を引き続き使用する場合に準ずるものといえることができ、Yは、会社法22条1項の類推適用によって、Xに対し、本件債務をAと連帯して支払う責任を負うというべきである。」

3. 会社法22条1項類推適用に基づく請求

(1) 原告Xの主張

①会社法22条1項は、権利外観法理に立脚するものであるから、譲受会社が商号以外の名称を続用した場合であっても譲渡会社の商号を続用した場合に準ずる事情が存在する場合、具体的には、事業譲渡の譲受会社に営業主体がそのまま存続しているとの外観がある場合には、譲受会社は会社法22条1項類推適用により譲渡会社と連帯して、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

②以下の事情に照らせば、YはAという営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出したものであることが明白である。

1) 商標を含むブランドの継続使用

Aは自社の店舗あるいは商品を表わす名称として「Hula Hawaii」（フラハワイ）、「Hula Lehua」（フラレフア）、「Sea Code」（シーコード）という各名称をブランドとして用いて営業を行っていた。

(ア) 「Hula Hawaii」ブランド

Aは、平成13年頃より「Hula Hawaii」の名称でハワイアン雑貨店の運営を開始し、平成18年には全国に合計16店舗を展開していた。各フラハワイ店舗の入り口に「Hula Hawaii」のサインプレートを設置しており、同ブランドはAのホームページ及び従業員の名刺にも表示されていたものであり、Aという営業主体を表わすものとして認知されていた。

「Hula Hawaii」の標章・・図（略）

(イ) 「Hula Lehua」ブランド

Aは、平成23年頃から「Hula Lehua」（フラレフア）の名称でもハワイアン雑貨店を営んでいた。Aはフラレフア各店舗の入り口に、「Hula Lehua」の文字と共にこのレフアの花を象ったサインプレートを設置していた。サインプレート上の標章は、Aの登録商標であると共に、Aの従業員の名刺にも表示されるなど、「Hula Lehua」（フラレフア）は、Aという営業主体を表わすものとして認知されていた。

「Hula Lehua」の標章・・図（略）商標登録番号5338964

(ウ) 「Sea Code」ブランド

Aは、平成25年頃から「Sea Code」（シーコード）という名称で営業を開始した。Aの従業員の名刺やシーコードの店舗で使用されていた「Sea」と「Code」との間にヒトデ形を挿入した標章は、Aの登録商標であり、Aとい

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

う営業主体を表わすものとして認知されていた。

「Sea Code」の標章・・図（略）商標登録番号5700245

Yによる各ブランドの継続使用

Yは、現在自社の店舗あるいは商品を表わす名称として「Hula Hawaii」（フラハワイ）、「Hula Lehua」（フラレフア）、「Sea Code」（シーコード）という各名称をそのまま継続使用して営業を行っている。

（ア）「Hula Hawaii」ブランドの継続使用

Yは、「フラハワイ池袋西武店」、「フラハワイそごう千葉ジェンヌ店」、「フラハワイ博多阪急店」、「フラハワイ沖縄店」の名称の店舗を運営しており、各店舗の入り口や店内にはAにおけるフラハワイ各店舗と同様「Hula Hawaii」のサインプレートを設置している。上記フラハワイ各店舗は、Aが経営していたのと同じ場所で営業を行うものであり、店舗そのものを継続使用している。

（イ）「Hula Lehua」ブランドの継続使用

Y（株式会社 HEI LEHUA）は、Aがその営業に用いていた登録商標「Hula Lehua」の重要な部分である Lehua をその商号の主たる部分として継続使用している。

Yは、自己のウェブサイト上で「Hula Lehua」（フラレフア）を全面的に自己を呼称する名称として用いており、「Hula Lehua」（フラレフア）のウェブサイトは、Yのウェブサイトの一部を構成しているところ、現在、Aのウェブサイトから「Hula Lehua」（フラレフア）のウェブサイトへは自動的にページリンクするように設定されている。

さらにYは、「フラレフア ハレ アーカラ藤沢店」との名称の店舗を運営しており、店舗の入り口には、「Hula Lehua」との文字と共にレフアの花を象ったサインプレートを設置している。加えてYはインターネット通販

サイトである楽天市場において「Hula Lehua 楽天市場店」との名称で通販事業を行っており、トップページには「Hula Lehua」との文字と共にレフアの花を象った標章を大きく掲げている。なお Y がホームページ等で使用している標章は「Hula Lehua」の標章と酷似している。・・・図 (略)

(ウ) 「Sea Code」ブランドの継続使用

Y は、「シーコード Ocean Baby 長谷店」との名称の店舗を運営しており、同店舗の入り口上部には、A が使用していたものと同一の「Sea」と「Code」との間にヒトデ形を挿入した標章が掲げられている。Y による「Sea Code」ブランドに係るウェブサイトには、A が使用していたものと同一の「Sea」と「Code」との間にヒトデ形を挿入した標章が掲げられている。

小括 1) 以上のとおり、Y は A の登録商標である「Hula Lehua」を商号の主たる部分としているのみならず、A が自社という営業主体を表わすものとして使用していた「Hula Hawaii」(フラハワイ)、「Hula Lehua」(フラレフア)、「Sea Code」(シーコード)の各ブランドをいずれも継続使用しているのであり、A の商標を含むブランドをそのまま継続使用していることは自明である。

2) 営業場所の同一性

(ア) 本店所在地について

Y の本店所在地(港区・・・)は、元々 A が倉庫等として使用していた事業所をそのまま継続使用するものである。

(イ) 店舗について

Y が現在経営する 7 店舗は、A が経営していた店舗を継続使用するものであり、いずれも A の経営していた店舗と同じ場所にある。

(ウ) 湘南オフィスについて

Y の湘南オフィス(藤沢市・・・)は、元々 A が実質的な本社として使

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

用していたオフィスと所在地及び電話番号が一致しており、同オフィスをそのまま継続使用するものである。

小括2) YがAの事業所、オフィスや店舗をそのまま継続使用していることからすれば、YとAとの間に営業場所の同一性があるといえる。

3) 事業内容の同一性

(ア) 登記上の事業目的の同一性

Yの登記上の事業目的はAのそれに包含されているから両社の登記上の事業目的は実質的に同一であることが明らかである。

(イ) 実際上の事業内容の同一性

Yは、その事業内容について「フラグズ、ハワイアン雑貨でお馴染みのフラハワイ同様、ハワイ直輸入の雑貨を始め、ハワイをテーマにしたオリジナルデザイン雑貨、インテリア、キッチン用品、アパレルなどを取り扱う」とものとして宣伝している。フラハワイがAという営業主体を表わすものと認知されてきたことは・ ・

Yの現在の事業内容とAの過去の事業内容とが同一であることは、Y自身のウェブサイト上の記載からも既に明らかである。

小括3) Yの登記上の事業目的とAのそれとが実質的に同一であるだけでなく、Yの現在の事業内容とAの過去の事業内容にも同一性があることは明らかであり、YとAとの間に事業の同一性があることは論を俟たない。

4) 経営主体の同一性

Aは、かつて著名なプロサーファーであった甲が創業し代表取締役として長らくその経営を担ってきた会社であった。他方、Yは、甲の長男である乙が統括部長として経営の一端を担っている会社である。Aの創業者であり元

代表取締役の長男がYの経営の中枢を担っている点で、AとYとの間には強い経営主体の同一性がある。

以上のとおり、YがAの商標を含む各ブランドを継続使用していること、AとYの間には営業場所の同一性、事業内容の同一性及び経営主体の同一性がそれぞれ認められることからすれば、YはAという営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出したものであることが明らかである。

総括（会社法22条1項類推適用）

以上のとおり、Yは会社法22条1項の類推適用によって、Xに対し、本件債務をAと連帯して支払う責任を負う。

（2）被告Yの主張

①会社法22条1項の適用について

会社法22条1項における商号（屋号）の続用とは、営業譲渡会社の商号（屋号）と全く同一の商号（屋号）を継続して使用した場合に限られるものではないが、少なくとも事業主体の交替を知り得ない程度に類似した商号（屋号）を継続して使用したことが必要である。Aの商号は「株式会社 セキノ レーシングスポーツ」である。他方で、Yの商号は「株式会社 HEI LEHUA」である。両社の商号には、一切の共通点が存在せず、それぞれの商号は明確に異なっており、事業主体の交替を知り得ない程度に類似した商号とは明らかにいえない。したがって、本件では会社法22条1項は適用されず、類推適用もされない。

②営業譲渡の譲受会社に営業主体がそのまま存続しているという外観について

Aは、平成29年2月15日、Yに対してAの営業の一部を譲渡する営業譲渡契約を締結しており、YはAに対して正当な対価を支払っている。Yは正当

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

な対価を支払ったうえで、Aから商品、商標権、保証金・敷金、営業権などの営業の譲渡を受けたのであるから、ブランド名や営業場所などを続用することは当然である。そのため、これらの事実だけをもって、Xが主張する「Aという営業主体がそのまま存続しているとの外観のもと営業を行っている」とはいえない。Xは、AとYの事業目的は実質的に同一であると主張するが、営業譲渡をしているのであるから、譲渡会社と譲受会社との間で同一部分があるのは至極当然のことである。Aの役員は、代表取締役が丙であり、前代表取締役が甲であり、そのほかに役員はいない。他方で、Yの代表取締役は丁であり、その他に役員はいない。乙がYの統括部長をしているのは、甲との関係を踏まえた採用ではなく、その能力面からの採用であり、乙は単なる社員の一人に過ぎず、現在Yの経営には一切関わっていない。以上のとおり、両社の役員を比較しても両社の経営主体には共通点は存在せず、一切の関係がないことは明確である。

以上から、本件では、外観上、商号も経営主体も明確に異なっており、両社が同一である、若しくはそのまま存続していると信じるべき特段の事情もない。したがって会社法22条1項は類推適用されない。

③ Xの主張が認められた場合、会社法22条1項の適用範囲が広範になり過ぎてしまい、その結果として、営業譲渡が多くなされている現在の経済において、商標の継続利用、営業場所の承継、能力がある人間の登用において支障を生じさせてしまうことになる。

4. 裁判所の認定事実

(1) ア A(株式会社 セキノ レーシングスポーツ)は、平成13年頃から、「Hula Hawaii」の名称で、ハワイアン雑貨店の経営を開始し、平成18年の年末までに、16店舗を全国展開していた。Aは、「フラハワイ池袋西武店」、「フラハワイ藤沢店」、「カフェ フラハワイ長谷店」、「フラハワイ千葉オーロ

ラモールジュンヌ店」、「フラハワイ博多阪急店」、「フラハワイ沖縄店」という名称の店舗において、ハワイアン雑貨等を販売し、Aのホームページ及び従業員の名刺において、「Hula Hawaii」の標章を使用していた。

イ Aは、平成23年頃から、「Hula Lehua」の名称で、ハワイアン雑貨店の経営も行い、「フラレフア アラモナア店」という名称の店舗等において、ハワイアン雑貨等を販売し、上記各店舗の入口のサインプレート及び従業員の名刺において、商標登録した「Hula Lehua」の標章を使用していた。

ウ Aは、平成25年頃から、「Sea Code」の名称でも、営業を開始し、従業員の名刺において、商標登録した「Sea Code」の標章を使用していた。

エ Aは、倉庫として、東京都港区・・所在の建物を、オフィスとして、神奈川県藤沢市・・所在の部屋を使用していた。

（2）ア Y（株式会社 HEI LEHUA）は、Aの登録商標である「Hula Lehua」の一部である「Lehua」をその商号である「HEI LEHUA」の一部として使用するとともに、そのホームページにおいて、「HEI LEHUA」の標章を掲げている。

イ Yは、取扱ブランドとして、「Hula Lehua」（フラレフア）、「Sea Code」（シーコード）を掲げ、そのウェブサイト上で、ブランドとして「Hula Lehua」の標章、「Sea Code」の標章を掲示している。

ウ Yは、「フラレフア ハレ アーカラ藤沢店」との名称の店舗を運営し、その店舗の入口に、「Hula Lehua」の標章が記載されたサインプレートを掲載し、ハワイアン雑貨等を販売している。

エ Yは、「Hula Lehua フラレフア楽天市場店」との名称の店舗を運営し、そのホームページ上に「Hula Lehua」の標章を掲載して、ハワイアン雑貨等を販売し、「フラレフア アラモナア店」という名称の店舗において、ハワイアン雑貨等を販売している。

オ Yは、「フラハワイ池袋西武店」（平成30年2月28日時点）、「フラハワイそごう千葉ジュンヌ店」、「フラハワイ博多阪急店」及び「フラハワイ沖縄店」の名称の店舗を運営し、各店舗の入口や店内には、「Hula Hawaii」のサインプ

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例（遠藤 喜佳）

レートを設置して、ハワイアン雑貨等を販売している。

カ Yは、「シーコード Ocean Baby 長谷店」との名称の店舗を運営し、「Sea Code」ブランドに係るウェブサイト上に、「Sea Code」の標章を掲示して、ハワイアン雑貨等を販売している。

キ Yは、オフィスとして、東京都港区・・所在の建物を、神奈川県藤沢市・・所在の部屋を使用している。

5. 裁判所の判断

（1）会社法22条1項が、事業譲渡の譲受会社のうち、商号を続用する者に対して、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせた趣旨は、事業の譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合には、従前の営業上の債権者は、事業主体の交替を認識することが一般に困難であることから、譲受会社のそのような外観を信頼した債権者を保護するためであると解するのが相当である（最高裁昭和29年10月7日第一小法廷判決・民集8巻10号1795頁、同昭和47年3月2日第一小法廷判決・民集26巻2号183頁参照）。

（2）ア Aは、Aの店舗あるいは商品を表わす名称として、「Hula Hawaii」、「Hula Lehua」、「Sea Code」の名称をブランドとして用いて事業展開をしていた。一般に、標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるといえるところ、上記各名称に対応する標章についても、Aのブランドの象徴として、事業主体を表示する機能を果たしてきたといえることができる。

イ Yは、Aのブランドの象徴として、事業主体を表示する機能を有する標章である「Hula Lehua」の一部である「Lehua」をその商号である「HEI LEHUA」に用いており、「Hula Lehua」の標章と「HEI LEHUA」の標章とは類似している。また、Yは、本件営業譲渡契約により、Aの上記ブランド名である「Hula Hawaii」、「Hula Lehua」、「Sea Code」に係る商標権を譲り受け、それらのブランドの標章を使用して、ハワイアン雑貨等を販売する事業を展開し、Aが倉庫又はオフィスとして使用していた建物等を、オフィスとして使用している。

（3）したがって、Yは、本件事業譲渡を受け、Aが利用していた標章の一部をその商号として用いており、Aが利用していた各標章を用いて、同一の店舗等において、Aのブランドと同名称のブランドを展開して、Aと同様にハワイアン雑貨等を販売しており、Aという事業主体がそのまま存続しているという外観を作出しているということができる。以上によれば、YによるAの標章の使用等は、会社法22条1項の趣旨が妥当し、Aの商号を引き続き使用する場合に準ずるものということができ、Yは、会社法22条1項の類推適用によって、Xに対し、本件債務をAと連帯して支払う責任を負うというべきである。

6. 研究

（1）はじめに

1990年代以降のバブル経済崩壊後に事業の再建と既存の債権者の法的保護をめぐる紛争が増加し、債務を切り離し、事業を継続していくための様々な法的な仕組みが試みられた。事業の継続による収益確保を求める経営者側の意図と債権回収が困難となる多数の債権者の登場が問題となった。債権者側からは、詐害行為取消権や法人格否認の法理などの主張による対抗措置が取られてきたが、法律要件の主張と立証において比較的容易であるとされたのが、商号続用による事業譲受会社の責任規定（会社法22条）の適用と類推適用である。同規定は、ドイツ商法（HGB）⁽¹⁾に倣って、昭和13年の商法改正で日本法に受容されたものであるが、その規定の趣旨の理解を巡っては、ドイツにおけるのと同様、日本においても各学説の主張は錯綜している⁽²⁾。

（1） ドイツ商法25条。小橋一郎「商号を続用する営業譲受人の責任」上柳先生還暦記念『商事法の解釈と展望』1頁（1984年）、大山俊彦『企業形成の法的研究』89頁（2000年）参照。

（2） 近藤光男「営業譲渡に関する一考察—債権者保護を中心として」神戸法学年報3号65頁、山下眞弘「商号続用のある営業譲受人の責任—債権者保護の視点から」立命館法学256号238頁など参照。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

（２）会社法22条1項の規定の趣旨・学説

会社法22条1項は、譲渡会社の債権者を保護するための規定とされるが、その理論的根拠については従来から議論がある。通説・判例とされているのは、外観への信頼を根拠とする立場であり、他に営業財産の担保性に注目する立場や譲受会社の意思にその根拠を求める立場なども主張されている⁽³⁾。代表的な学説を以下に示す。

a) 外観への信頼保護と解する見解（大隅健一郎『商法総則』328頁、鴻常夫『商法総則・新訂第5版』149頁）— 商号が続用されている場合には、営業上の債権者は、営業主の交代を知り得ず、譲受人である現営業主を自己の債務者と考えるか、かりに営業譲渡の事実を知っていても、商号を続用する場合には、譲受人による債務引受があったものと考えるのが常態であって、いずれにしても債権者は譲受人に対して請求できると信ずることが多く、このような外観の信頼を保護するところに本規定の趣旨を認める。

b) 企業財産の担保性を重視する見解（服部栄三『商法総則・第3版』418頁、近藤光男『商法総則商行為法・第8版』155頁）— 営業上の債務は企業財産が担保となっているので、新商号の使用や、債務引受をしない旨を積極的に表示しない限り、譲受人が原則として並存的債務引受をしたものとみなして、企業財産の現在の所有者である譲受人にも責任を負わせる規定である。

c) 譲受人・譲受会社の意思に求める見解（田邊光政『商法総則商行為法・第4版』155頁、山下眞弘『会社営業譲渡の法理』246頁、同・立命館法学256号242頁）— 商号を続用する譲受人には、営業上の債務をも承継する意思があるというのが通常であり、続用しない譲受人にはそのような意思がないものとして規定された。

d) 重疊的債務引受を原則とした上で、債務移転しない特約ある場合の規定として理解する見解（実方正雄 法時35巻13号105頁、志村治美 商事1157号

(3) 落合誠一「商号続用営業譲受人の責任」法教285号27頁、南保勝美「営業譲受人の弁済責任の根拠について」法律論叢82巻4・5合併号337頁以下参照。

41頁）— 企業財産の担保性に基づく債務の移転を原則と解し、債務の帰属について特約のない限りは譲受人にも債務引受の関係を認め、さらに特約で債務承継を否定しているような場合にも、商号の続用ある場合には譲受人に債務引受の効果を認める規定とする。

e) 譲渡人の営業活動への参加として（旧）商法82条と対比して説明する見解（小橋一郎『商事法の解釈と展望』上柳還暦記念17頁）— 現行規定に直せば、譲渡会社の事業活動への参加として持分会社の加入社員の責任（会社法605条）と同視することになる。

f) 譲渡人と譲受人による許害的な営業譲渡を防止し、関係者間の利害調整を促すためのサンクションを定めていると解する見解（落合誠一「商号続用営業譲受人の責任」法教285号31頁）— 商号の続用者が会社法22条2項に規定する免責の登記や通知の措置をとらない限り、譲渡人の営業債務を引き受けたものとして扱うことで、債権者に債権保全の機会を保障するための措置となる登記・通知が行われるように誘導するためのサンクションを規定している。

最高裁は、商号の続用があるときには営業主の交替を債権者が知ることは困難であり、同一事業の継続を信じたり、また債務を譲受人が引き受けたものと信じたり、することから、会社法22条1項を、そのような信頼を保護するための外観信頼の保護規定と解してきた（最判昭和29年10月7日民集8巻10号1795頁、最判昭和47年3月2日民集26巻2号183頁）。

（3）商号続用による事業譲受会社の責任規定

事業の譲受会社に、会社法22条1項の弁済責任が認められるためには、要件上、①事業の譲渡、と②譲受会社による譲渡会社の商号の続用が必要であり、③消極的要件としては、事業譲渡の後、遅滞なく譲受会社が本店所在地で譲渡会社の債務の弁済責任を負わない旨を登記していないこと、または遅滞なく譲渡会社及び譲受会社から第三者に対して譲渡会社の債務の弁済責任を負わない旨の通知をしていないこと（会社法22条2項）を要する。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

①事業の譲渡

会社法22条の事業の譲渡の意味については、一定の事業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部または重要な一部の譲渡と解されており、会社法467条以下で規定される株主総会の承認を求める事業の譲渡と同一の内容のものとされている⁽⁴⁾。

事業の譲渡以外の法律行為により、他者に事業ないし事業活動が承継される場合にも商号続用による責任規定の類推適用が認められるのか、という問題は、判例において度々取り上げられてきた。

事業の現物出資については、事業譲渡とは法律的性質は違うが、目的たる事業の意味するところは同一であり、いずれも法律行為による事業の移転であり、債務を免れることを狙った現物出資による新会社の設立の場合についても債権者保護の必要性の高いことから類推適用が肯定されている（最判昭和47・3・2民集26巻2号183頁）⁽⁵⁾。

また事業を他人に賃貸し、賃借人の名義と計算で使用収益が行われる事業の賃貸借については、事業の賃借人がその事業の主体となり、その事業から生ずる権利義務の帰属者となる点において事業譲渡と異なるところがないことから、その類推適用を肯定する事例が多い（東京高判平成13・10・1判時1772号139頁、東京高判平成14・9・26判時1807号149頁、東京地判平成16・8・31金法1754号91頁）。

現行の事業の現物出資（会社法28条1号）や事業の賃貸借（会社法467条1項4号）の場合にも、以上の判例が挙げた類推適用のための根拠は妥当と思われる。

(4) 最高裁判決昭和40年9月22日民集19巻6号1600頁。なお事業譲渡の意味についての学説上の議論については、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 1』商事法務（2008年）198頁以下〔北村雅史〕参照。

(5) 永井和之・法学新報79巻9号109頁。

②商号の続用

商号続用の要件については、商号の同一性の判定基準や商号以外の名称の表示への類推適用の可能性が問題となる。

1) 判例における同要件の判断には、以下のような類型化が行われていた⁽⁶⁾。

a) 譲渡人である個人商人の商号に譲受会社が会社の種類を付加して商号として使用する場合（個人企業の法人成りの事例）— 東京地判昭和34・8・5 下民集10巻8号1634頁）等。「名和洋品店」→「株式会社名和洋品店」〔肯定〕

b) 譲渡会社と譲受会社とが会社の種類を異にしており、別の種類の会社名を付加した商号を使用する場合（別会社への組織変更の事例）—大阪地判昭和46・3・5（判タ265号256頁）等。「三洋タクシー合資会社」→「三洋タクシー株式会社」〔肯定〕

c) 譲受人が譲渡人の商号と類似する商号を使用する場合

大阪地判昭和40・1・25（下民集16巻1号84頁）「株式会社日本電気産業」→「株式会社日本電気産業社」、東京地判平成15・6・25（金法1692号55頁）「株式会社藤和」→「株式会社藤和リフォーム」、宇都宮地判平成22・3・15（判タ1324号231頁）「仙禽酒造株式会社」→「株式会社せんきん」〔肯定〕

最二判昭和38・3・1（民集17巻2号280頁）⁽⁷⁾「有限会社米安商店」→「合資会社新米安商店」〔否定〕

判例上、会社の種類の相違だけでは直ちに続用要件の否定にはつながらず、また類似商号の要件解釈では、商号の主要部分に共通性が見られれば肯定するという比較的緩やかな認定基準が取られていた。

2) 商号以外の営業上の名称・表示などを継続使用する場合

ア 屋号

(6) 盛岡一夫・金判750号43頁、丸山秀平・金判593号50頁、石田榮一・金判676号48頁参照。

(7) 商号続用の判断基準については、鈴木千佳子・別冊ジュリスト243号『商法判例百選』37頁参照。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

屋号については、事業の譲渡会社が自らの商号（その重要部分）を屋号としても用いていた場合に、譲受会社がその屋号を事業の譲受後に利用した事例で、譲渡会社の商号を譲受会社が自己の商号としない場合でも、屋号として続用することで当該要件を充足するという判断が示されていた。

a) 譲渡会社（商号「株式会社下田観光ホテル海山荘」）が使用していた「下田観光ホテル海山荘」というホテル名を、事業譲受会社が自らの屋号（営業自体の名称）として続用した事例—東京地判昭和54・7・19（金判588号40頁）

b) 「丸政商店」「丸政園」の名の下で土産物店を営んでいた譲渡会社（商号「有限会社丸政園」）から事業を譲り受けた会社（商号「有限会社朱鷺」）が同一の屋号を続用した事例—東京高判昭和60・5・30（判時1156号146頁）

c) 譲渡会社（商号「有限会社徳泉閣ホテル」）が使用していた屋号である「徳泉閣ホテル」名を譲受会社が続用した事例—東京高判平成元・11・29（東京高裁判決時報40巻9-12号124頁）

d) 譲渡会社（商号「株式会社九段ゼミナール」）が運営していた医科系大学受験予備校「九段ゼミナール」の事業を譲り受けた会社（商号「株式会社九段学園」）が、「九段ゼミナール」という屋号を続用した事例—東京地判平成12・9・29（金判1131号57頁）

これらの判断の根拠としては、事業主の交代を債権者が容易に知り得ないのはこのような屋号の続用の場合と商号の続用の場合とで差異はなく、外観信頼の保護を立法の趣旨とする立場を前提にしていたとされる⁽⁸⁾。ただし、譲渡人の商号と屋号との同一性が認められる場合に限られるという見解も主張されていた⁽⁹⁾。近時、譲渡人・譲受人のいずれの商号とも関連性のない屋号（カラオケボックスの店名）が続用された事例—長野地判平成14・12・27（判タ1158号188頁）で類推適用の肯定がみられる。

(8) 志村治美・商事1157号41頁以下。

(9) 丸山秀平・金判593号51頁、田村茂夫・西南学院大学法学論集15巻4号132頁、近藤龍司・法研（慶応大学）58巻7号91頁、志村治美・商事1157号42頁。

イ ゴルフクラブ名

ゴルフクラブの名称は商号そのものではないが、ゴルフ場の経営ではクラブ名の使用が一般的で、クラブ会員権者はクラブ名称を使用する者に対して権利を有すると考えるのが通常であり、ゴルフ場の営業については、ゴルフクラブの名称により営業の主体が表示されている、という法的な判断がゴルフクラブ名の続用に初めて営業譲受人の責任を肯定した判決（a）で示された。

a) 譲渡会社（商号「千疋屋観光開発株式会社」後日「岡山開発株式会社」に変更）が使用していた「湯の郷カントリークラブ」の名称を譲受会社（商号「湯の郷観光開発株式会社」）が続用した事例—大阪地判平成6・3・31（判時1517号109頁）〔肯定〕

b) 営業の賃貸借で、賃貸人（商号「春日居観光開発株式会社」）のゴルフ場の名称「春日居ゴルフ倶楽部」を賃借人が自らの商号「株式会社春日居ゴルフ倶楽部」として続用した事例—東京地判平成13・8・28（判時1785号81頁）〔肯定〕

c) 経営の委託で、委託者（商号「株式会社ザ・クラブ・シェイクスピア・サッポロ」）から経営を任された会社（商号「株式会社レンタピア」）が同一の名称「クラブ・シェイクスピア・サッポロ ゴルフクラブ」を使用した事例—東京地判平成13・12・20（金判1158号31頁）〔肯定〕、同事例控訴審—東京高判平成14・8・30（金判1158号21頁）〔否定〕

d) 譲渡会社（商号「岩瀬観光開発株式会社」）が使用していた「ウィルソンゴルフクラブジャパン」のゴルフ場名を譲受会社（商号「株式会社日本エネルギー商事」、旧商号「株式会社北関東石油」）が続用した事例—東京地判平成13・3・30（判時1770号141頁、金判1129号49頁）〔否定〕

e) 営業の賃貸借で、経営会社（商号「ザブリビレッジゴルフクラブ株式会

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

社]、旧商号「株式会社ニュー東京空港カントリークラブ」) から運営を委託された会社(商号「ピージーシーサービス株式会社」、旧商号「ザブリビレッジゴルフクラブ株式会社」)が従前と同様のゴルフ場名「ザブリビレッジゴルフクラブ」を使用した事例—東京高判平成14・9・26(判時1807号149頁)〔肯定〕

f) 経営委託の形式(営業譲渡の実体)の下、現経営会社(商号「株式会社道成寺カントリー」)は、経営主体の変更があっても「道成寺カントリークラブ」の名称で一貫して運営されていた事例—大阪高判平成14・6・13(判タ1143号283頁)〔肯定〕

以上の下級審の事例では、類推適用を肯定する場合にゴルフクラブの名称が譲渡人又は譲受人のどちらかの商号との同一性が認められていた⁽¹⁰⁾。

g) 譲渡会社(商号「株式会社ギャラック」)が使用していた「淡路五色リゾートカントリー倶楽部」の名称を譲受会社(商号「株式会社ギャラクシー淡路」)が続用した事例—大阪高判平成13・12・7(金判1195号34頁)〔否定〕、同事例上告審—最二判平成16・2・20(民集58巻2号367頁)〔肯定〕

最高裁は、上記(g)判決において、下級審において判断が分かれていたゴルフクラブ名の続用の場合にも、商号続用の事業譲受会社の責任規定(会社法22条1項)を類推適用することを認めた⁽¹¹⁾。この事例では、ゴルフクラブの名称は、譲渡会社の商号とも譲受会社の商号とも同一性はない⁽¹²⁾。

この判決後、ゴルフ場経営ではないが、譲渡会社の屋号を営業の譲受会社が商号として使用した事例(h)がある。ゴルフ場経営以外の場合には、屋号が

(10) 得津晶・法協124巻5号239頁。

(11) 宇田一明・ジュリスト1291号100頁、早川徹・私法判例リマークス30号(2005上)74頁、小林量・民商法雑誌131巻6号142頁、遠藤喜佳・金判1195号63頁。

(12) 得津晶・法協124巻5号239頁参照。

商号の重要構成部分を内容とするという要件を満たさないと類推適用が否定されている。

h) 譲渡会社（商号「ヌギートレーディング株式会社」）が使用していた屋号「ザ・クロゼット」を事業の譲受会社が自己の商号「有限会社ザ・クロゼット」として続用した事例—東京地判平成18・3・24（判時1940号158頁）⁽¹³⁾〔否定〕

事業譲渡ではなく会社分割による事業承継の場合に、ゴルフクラブ名の続用に会社法22条1項の類推適用を認めた事例がある。

i) 分割会社（商号「大東開発株式会社」）が使用していた「涼仙ゴルフ倶楽部」の名称を設立会社（商号「株式会社 涼仙」）が続用した事例—最三判平成20・6・10（判時2014号150頁）⁽¹⁴⁾〔肯定〕

ウ 商標・ロゴなど

商号の続用要件に関して、標章のみの継続使用で同要件の類推適用を認めた裁判例は今まではないと思う。ただ商号や屋号などの他の名称の利用と相まって、一定の標章の利用状況が事業譲受人の責任を肯定する際の重要な判断の要素となっていることは否定できない⁽¹⁵⁾。

商号以外の名称の継続使用による会社法22条1項の責任が検討される中で、今後どのような名称や標章の利用に対して同条の類推適用の可能性があるのかに関して、大きく二つの方向の異なる見解が見られた⁽¹⁶⁾。

積極説—取引社会における営業主の同一性に対する信頼は、主として商号にあるが、屋号、商標、ロゴ、その他の名称・記号も同様な信頼を生じさせる。

(13) 高橋英治・金判1342号2頁。

(14) 遠藤喜佳・東洋法学55巻2号175頁、菊田秀雄・金判1331号17頁。

(15) 東京地判平成27年10月2日（後述j判決）参照。

(16) 牛丸弘行・法と政治67巻3号835頁参照。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

裁判例が商号の続用要件を緩和し、営業の同一性等の事情を重視している傾向にあるから、商号以外の名称・記号の続用の場合にも拡大して適用される可能性は高い（升田純・判時1653号9頁）。

消極説一単なる商標やロゴの続用により、営業主体の同一性を誤認させるというのは稀有の事例である（森宏司・銀行法務21 639号28頁）。

営業を表わしているとはいえない名称については、本条の類推適用は当然否定すべきである。譲受人が、譲渡人が従来販売していた商品と同名の商品を販売していた場合等に類推適用することは消極的に解すべきである（近藤光男・私法判例リマークス25号（2002下）85頁）。

最近、事業譲渡会社の商号の略称と標章を譲受会社が続用した場合に会社法22条1項の類推適用を認めた事例がある。本件の事案と類似する点もあり、若干の検討を加えてみる。

j) 譲渡会社（商号「株式会社デザインワークスプロジェクト」）は、ホームページなどで自己を「DWP」（社名を英語表記した場合の頭文字の三文字）と呼称し、「DWP」の最初の文字を裏返しにした標章（DWP）を使用していた。事業の譲受会社（商号「株式会社DWP」）は、略称DWPをその商号の主たる部分とし、またその標章も使用していた事例—東京地判平成27・10・2（判時2292号94頁・判時2331号120頁）⁽¹⁷⁾〔肯定〕

事業譲渡自体の法律関係の認定が、この事例では問題となった。譲渡会社の仕掛りの工事が譲受会社に引き継がれると共に、若干の従業員も移り、両社の役員を兼務する者がいた。譲渡会社の金融機関への負債の責任が、会社法22条1項の類推適用により譲受会社にも認められるのかどうか、が主な法的論点となった。ここで債権者となった金融機関は、本件の事件と同じ銀行である。債

(17) 潘阿憲・ジュリスト1501号112頁、山下真弘・金判1494号2頁。

権回収の法的な手段として、商号続用者の責任規定の適用ないし類推適用を用いる手法が同じ様にみられる。銀行も事業譲渡会社の債権者であることは確かであるが、それよりも取引先（工事の発注者）や従業員の関係をより考えて事業の委託や譲渡が行われている。そして元の会社は新たな会社への工事の紹介で入手料の分を取引先の持つ自己に対する債権と相殺することで、全体の債務総額を減少させた成果も確認されている。こういう点では、事業の継続を可能とするために他社への事業譲渡の方法を選択した経営者の判断には評価すべきものがあるといえる。また商号の続用要件の類推に関しては、英語表記の略称を譲受会社が自己の商号の主要部分に利用していることを重視する立場と同略称の標章を継続使用する点をも同等に評価しようとする立場に論者の見解は分かれている⁽¹⁸⁾。

③免責の登記及び通知のないこと（会社法22条2項）

商号続用責任の成立阻止のための消極的要件として、債務者側が取れる法的手段は、債務の弁済責任を負担しない旨の登記及び譲渡会社と譲受会社からの同旨の通知というものである。直接、譲渡会社の債権者に対して取れる対抗手段であるが、商号以外の名称・表記に対する免責の登記方法の可能性が従来から問題とされてきた。しかし、現在では屋号については免責登記が認められるに至っている（登記研究674号99頁参照）⁽¹⁹⁾。

（4）本判決の検討

本判決の立場は、会社法22条1項の規定の趣旨を外観への信頼保護とするも

(18) 潘阿憲・前掲（注17）115頁は、略称の商号主要部分での継続使用に注目し、標章の続用はこれを補強するにすぎないという。また田澤元章・ジュリスト平成28年度重要判例解説103頁も、同判決は標章の続用だけで類推適用を認めたものではないとする。村上裕・金沢法学60巻1号223頁も同旨。一方、略称の商号利用と、そして標章の継続使用において類推適用を認めた点に新規性を認めるのは、弥永真生・ジュリスト1490号3頁、高木康衣・熊本ロージャーナル12号66頁である。

(19) 小林量・私法判例リマークス54号（2017上）80頁参照。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社がその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合に、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤 喜佳〕

のである。我国の裁判所は、この考え方を前提にほぼ一貫して同条の類推適用を行ってきた。本件の事例では、事業譲渡の法律関係自体が当事者間に存在したことは異論なく認められているので、商号の続用要件がどのように類推解釈できるかが主な論点となる。事業の譲受会社 Y は、譲渡会社 A が利用していた登録商標「Hula Lehua」の一部を、譲受会社の商号（株式会社 HEI LEHUA）の主要部分としている。同名称は、A 社が運営していた店舗名の一部にも「フラレファ・・」として使用されており、このことから譲渡会社の用いた店名（屋号）の一部を譲受会社が商号として続用したという評価も可能であるだろう⁽²⁰⁾。そしてその場合は、本件を譲渡会社の屋号を譲受会社が自己の商号として用いる場合の一例として位置づけることとなる。しかし、本判決は、従来の要件解釈の枠を越える部分を含む法的判断を示しており、このことが会社法22条1項の適用範囲を拡大化することの是非を問うものとなっている。

①各名称と標章の使用状況

本件で問題となった名称・標章は、「Hula Hawaii」「フラハワイ」、「Hula Lehua」「フラレファ」、「Sea Code」「シーコード」の三種である。まず譲渡会社である A 社が運営していた店舗名に使われ、その後、事業譲受会社 Y により運営された店舗名にも使用されている。またこれらのアルファベットの名称表記とレファの花やヒトデなどを組み合わせたデザインの図形（標章）が A 社により店舗入口のサインプレートや、ホームページ、そして従業員の名刺などに使われていた。Y 社は、同じ標章をウェブサイト上に掲示し、店舗入口のサインプレートに用いて、ハワイアン雑貨等を販売している。Y 社は、これら三つのブランド⁽²¹⁾名は契約上、正当な対価を支払ったうえで譲渡を受けたものであり、継続使用することに問題はないと主張している。

(20) 小菅成一「本件判批」新・判例解説 Watch 商法 No.122 (LEX/DB25563080) 4頁同旨。

(21) ブランドは、元々、樽や箱に焼きごてで付けられた印を指したもので、標章（マーク）よりも下位の概念とされるが、日本ではマークよりも一般的に用いられている（小野・三山編『新・注解商標法』【上巻】11頁〔小野昌延〕参照）。

②商標の果たす役割と機能

標章とは、「人の知覚によって認識できるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」（商標法2条1項）とされる。現在、商標として登録できる対象（標章）は、立体的なものから更に音や色彩などにも拡大している⁽²²⁾。本判決が、三つの名称に対応する標章に、出所表示機能・品質保証機能・広告機能のあることを述べているのは、商品や役務を他のものと区別する働きを本源的な機能とする商標に期待される基本的な機能⁽²³⁾を明らかにするものであるが、判決はさらにこれらの標章にブランドの象徴として、事業主体の表示機能までも認める。標章にこの事業主体表示機能を承認できるのかどうか、ブランドという用語を介することで説得性を持つものなのか、疑問の余地がある。しかし裁判所は、譲渡会社の利用していた各標章を事業の譲受会社も継続使用していることを重視し、本判決は標章を中心に事業主体の表示機能を認める方向を取っているのではない⁽²⁴⁾。

③商標から商品等表示へ

現代社会における対象を認知する方法は、時代の変化に応じて大きく変わってきている。紙や文字を中心にしたものから、電子的な画像などを媒体とするものへと移行しつつあるといえる。顧客吸引力を、顧客ないし顧客になろうとする人（商品・サービスの購入希望者）がその相手となる販売主体—事業主体を認識するところの可能性を含めて考えるならば、この顧客吸引力（ブランドの持つ力とも言える）という指標には、少なくとも事業主体の判断に結びつく要素はあると思う。商標化できる対象（標章）の拡大は、対象を認識させる媒体の変化に応じた受け手側の意識を反映するものであり、このことは商品等表

(22) 平成8年商標法の改正により、立体商標が認められ、平成26年改正により色彩や音からなる商標が認められるようになった（小野・三山編『新・注解商標法』【上巻】35頁以下、39頁参照）。

(23) 盛岡一夫『知的財産法概説』第5版134頁以下参照。

(24) 小菅・前掲（注20）「本件判批」3頁も、標章それ自体の続用に対し会社法22条1項の類推適用がなされた初の事例という。

事業譲渡において譲渡会社の標章の一部を、事業譲受会社はその商号として使用し、譲渡会社の各標章を用いて、同一の店舗・同名のブランド・同様の雑貨販売などを行っていた場合には、事業譲受会社に会社法22条1項の類推適用による連帯責任を認めた事例〔遠藤・喜佳〕

示（不正競争防止法）についても同様であろう⁽²⁵⁾。そしてどこまでの標章・表示に営業外観を組成する役割を認めることができるのかが問題とされている。

④ 性急な論理展開への疑問

A社からY社への事業の移行と継続の試みは、X銀行の会社法22条1項類推適用によるY社への法的責任の追及を裁判所が認めることにより頓挫し、Y社自身は平成31年2月27日に破産手続開始決定を受けるという事態に至った。銀行の債権回収手段の一つとして、今後この法的な論理が承認されていくのか、は疑問とせざるを得ない。すでに保護されるべき債権者について、その種類に応じた対応が論じられているのであり⁽²⁶⁾、消費者・従業員・取引先・金融機関などの違いを考慮することが裁判所には求められるとあってよい。特に金融機関は、融資先の事業の状態をよく見ているわけであり、事業譲渡による事業主の交代を知らない・商号等の継続使用による法的な外観に対する信頼を前提に、その保護を与えていくということには些か無理があるだろう。また事業譲渡を知っていた場合でも、譲受会社による債務引受の外観への信頼が保護されるという論理も、金融機関に関しては難しいと思う⁽²⁷⁾。

会社法22条1項の商号続用の要件解釈について、商号や屋号にとどまらず、それ以外の表記、そして標章にまで、その継続使用されるものを拡大して含めていくことにも疑問の余地がある。継続使用される商号の要件解釈において、商標全般を排除することはないと思うが、商標には、商号との親近性ある商号商標⁽²⁸⁾のような例から、立体・色彩・音などを対象とするものまであり、営業

(25) 小林量・別冊ジュリスト243号「商法判例百選」39頁は、事業譲受人の責任の根拠を商号の顧客吸引力に求める場合には、ブランドとして顧客吸引力のある名称・標章の続用の場合にも譲受人の責任を肯定するのは自然の流れであるとする。

(26) 弥永真生・ジュリスト1490号3頁参照、高木康衣・熊本ロージャーナル12号66頁以下は、事業譲渡における譲渡人の従業員（債権者）の未払い賃金の問題（仙台地判平成20・3・18労判968号32頁）に言及する。

(27) 高橋英治「本件判批」法学教室467号129頁もリスク分配の観点から、銀行が債権者である場合に会社法22条1項適用の拡張に疑問を呈している。

外観を組成する要素としてこれらをどこまで取込めるのか、という観点のみから、この要件解釈の拡張を進めるのは少し性急と考える。

（5）残された課題

以上、本判決に対しては、時代に応じた営業活動の変化を受けとめ、法的判断の基礎とする点は評価できるが、外観信頼の規定であることを前提に、債権者の種類を問わずに一律にその法的保護を与えるのは問題である。債権者が保護されるための要件（例えば善意・無重過失など）を加味することによる法適用の衡平性を考えるべきであろう。また平成26年改正により会社法23条の2（詐害事業譲渡）の規定が設けられたが、同規定では、詐害性の要件や譲受会社側の善意・悪意など、会社法22条とは異なる構成要件の充足が求められている。両規定の運用される領域をどのように分けていくべきなのか⁽²⁹⁾、は今後検討されなければならない課題の一つである。最後に、商号続用の要件に、標章の継続使用も含めて考えていく方向性については、かつてのゴルフクラブ名使用を巡る下級審判決が賛否両論に分かれて、法的議論が深化したことなどを考慮すると、同種事件に対する司法判断の積み重ね⁽³⁰⁾、特に上級審の判断に今は期待したいと思う。（2019年9月20日稿）

後記一本稿は、2019年9月3日開催の企業法理学会における研究報告に加筆修正したものである。なお、本判決の訴訟当事者である会社商号名および商標名については、東京地方裁判所の民事訴訟記録の閲覧手続きを経て入手したものであり、本研究に必要な範囲で文中に掲記させていただいた。

—えんどう きよし・東洋大学名誉教授—

(28) 小野・三山編『新・注解商標法』【上巻】22頁参照。

(29) 山下真弘・金判1494号6頁、土岐孝宏・法セミ734号111頁参照。

(30) 志田原信三・最高裁判所判例解説民事編平成16年度（上）151頁参照。